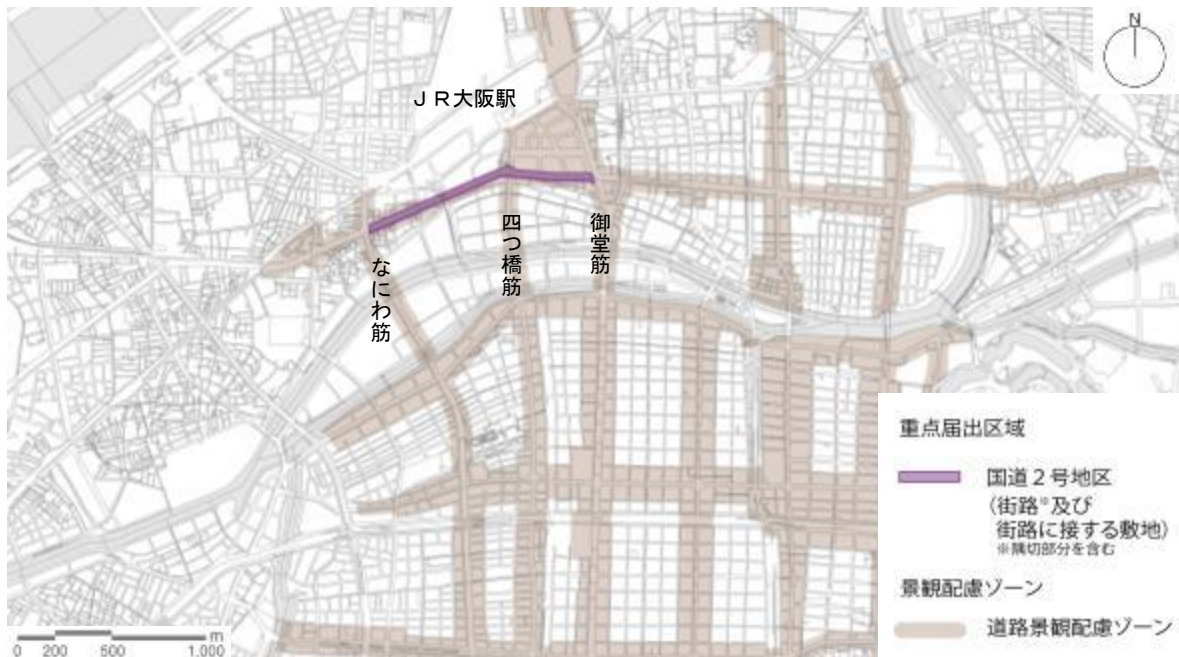


6) 国道2号地区

①国道2号地区の対象範囲



②国道2号地区の景観形成方針

○にぎわいがにじみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成

- ・キタのターミナルに接続する地区として、多くの人々を惹きつける開放感とにぎわいのあるまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、明度の高い外観とする。
- ・敷地際における歩行者空間や緑地の創出、それらの連続化など、人々が歩いて楽しめる都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

国道2号地区の景観形成方針のイメージ

にぎわいがにじみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成



③国道2号地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築

配置	・当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。 ・上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段
----	--

	差を設けないよう努める。 - 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	- 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 - シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 - 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外 壁	- 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 - 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 - 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 - 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 - 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【道路景観配慮ゾーン】 - 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	- 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	- 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 - 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色 彩	- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。 - 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 - 色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） - 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 - アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	- 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街

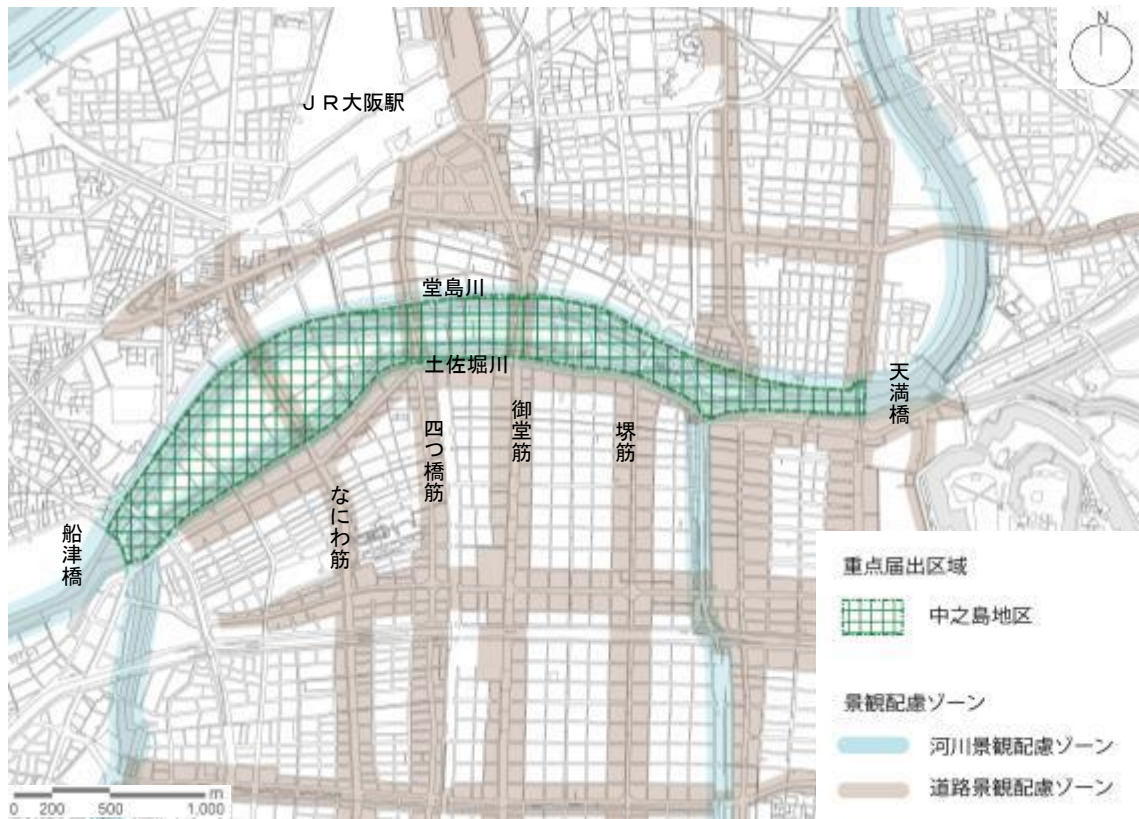
	路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講じる。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びゴミ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。

（留意事項）

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

7) 中之島地区

①中之島地区の対象範囲



②中之島地区の景観形成方針

○水都大阪のシンボルにふさわしいおいと風格を感じさせる都市景観の形成

- ・中之島西部（御堂筋以西）では、水辺に囲まれた地域特性や周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、国際的な業務・文化・学術・交流の拠点にふさわしい、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
- ・中之島東部（御堂筋以东）では、水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ、風格ある都市景観を形成する。
- ・歴史的空間である東部と新しい都市活動の空間である西部をつなぐ、ゆったりと散策・回遊できる緑道や遊歩道の整備に努め、歴史や伝統と新しい都市の魅力にあふれた、水の都大阪のシンボルにふさわしい都市景観を形成する。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、水辺の立地特性や周辺との調和に配慮したデザインなどを行い、水辺のまちの魅力を高めるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着いた質の高い外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、緑豊かな歩行者空間を創出する。

- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

中之島地区の景観形成方針のイメージ

水都大阪のシンボルにふさわしいうるおいと風格を感じさせる都市景観の形成



③中之島地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築

配置	・外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。 ・ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年に

	より景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講じる。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びゴミ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、主たる道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 ・御堂筋から見える位置に自動販売機を設置しない。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。
塀・柵	・主たる道路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。

	・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

配置基準（歩行者空間）のイメージ



緑豊かな歩行者空間を創出する